

## 「第五次環境基本計画（素案・調整中）」に対する意見

2018年1月24日

中央環境審議会総合政策部会委員

佐久間 総一郎

1月19日に開催された第93回総合政策部会資料「第五次環境基本計画（素案・調整中）」に対し、下記のとおり意見を提出いたします。計画の取りまとめにあたり、ご配慮くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 循環型社会の形成に向けた進展の停滞（3ページ 24行目）

「国内では3Rの推進等により資源生産性、循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少し」と評価している一方で、「近年は循環型社会形成に向けた進展は停滞しており」との表現は、誤解を与えかねず、適切ではないと考える。「国内では3Rの推進等により資源生産性、循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少するなど、改善余地が小さくなっている分野もある一方で、より一層の3Rを進めていくべき分野も残されていることから、3Rなどの資源生産性を高める取組を一層強化するとともに、・・・」と修文するなど、表現を見直すべきである。

#### 2. SDGsの考え方の活用（8～9ページ）

SDGsの説明は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の記載された内容に基づいて記述するとともに、日本が2030アジェンダの実施にかかる重要な挑戦に取り組むための国家戦略である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016年12月SDGs推進本部決定）との整合が図られるべきである。

SDGs実施指針には、「環境、経済、社会の統合的な向上に言及した環境基本計画や地球温暖化対策計画が2030アジェンダに沿った取組み」と記述されており、SDGsについて当計画に正しく記述することは、SDGsのゴールの達成に向けて、当計画が果たすべき役割を認識するうえで、極めて重要である。

#### (1) 環境が全ての根底との説明（8ページ 36行目）

「環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存している」との考えは、SDGsの説明ではない。当然、環境の側面

の重要性を否定するものではないが、わが国の認識として正しい記載に改めていただきたい。環境省の報道発表においても、SDGsの「17のゴールのうち、12のゴールを少なくとも環境に関連している」と説明しており、整合していない。

SDGsのゴール・ターゲット間の関連性の説明としては、アジェンダ前文にある、「SDGsの目標とターゲットは、統合された不可分のものであり、持続可能な開発の三側面（経済、社会、環境）を調和させるものである」がSDGs実施指針とも整合し、当該記述に差し替えるべきである。

(2) プラネタリー・バウンダリーの考えと合致（8ページ 37行目）

「プラネタリー・バウンダリーの考えと合致する」との説明は、SDGsと関係のない事項であり、「SDGsの考え方の活用」に記載するに相応しくないため削除すべきである。

(3) バックカスティング（9ページ）

8行目にある「現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、」および10行目にある「バックカスティングの」は、削除すべきである。「あるべき理想の姿を念頭に取組む」ことを説明しようとしているのであれば、当該記述がなくとも文意は通じる。当該記述があることで、SDGsが、特定の数値目標からバックキャストし、硬直的な進捗管理を行う取組指標であるかのように誤解を生むだけでなく、実現可能性を踏まえた積み上げによる検討の重要性を否定しているかのような誤解が生じる。

3. 環境政策の原則・手法（10～13ページ）

(1) 予防的取組み（10ページ 31行目）

予防的取組みについて検討する場合にも、経済性の視点は重要である。リオデジャネイロ宣言の第15原則には、「重大あるいは取り返しのつかない損害の恐れがあるところでは、十分な科学的確実性がないことを、環境悪化を防ぐ費用対効果の高い対策を引き伸ばす理由にしてはならない。」とされた。31行目に「費用対効果の高い」と加筆する等、経済性の視点を盛り込むべきである。

(2) 環境、経済、社会の統合的向上に向けて（13ページ 9行目）

「低炭素社会、循環型社会、自然共生型社会の同時解決」に加え、今回の環境基本計画で目指すべきとした、「環境、経済、社会の統合的向上」との文言を加筆すべきである。

また、「環境、経済、社会の統合的向上」を目指すうえでは、従来の環境政策の原則のみならず、経済合理性や費用対効果、エネルギー政策におけるS+3Eの重要性等の関連する政策の視点の考慮が欠かせない。「環境、経済、

社会の統合的向上を目指す」とした、今回の環境基本計画では、こうした視点も重要である旨を加筆すべきである。

4 . 地域資源の活用 (14 ページ 18 行目)

「その地域に賦存する資源を」の後に、「海外を含む地域内外において」と加筆するなど、当該資源が、同地域内の活用に限って促進されるべきとの誤解が生じないようにしていただきたい。地域資源には、既に、国外輸出や他の地域への供給により、経済性を確保しつつ、有効に資源循環を実現しているものがあることに留意すべきである。

5 . 資源生産性、炭素生産性 (20 ページ 7 行目)

資源生産性や炭素生産性の指標は、マクロ経済情勢、産業・エネルギー構造、資源貯蔵状況、資源・エネルギー価格、対策の実施状況といった国情の影響を受けるものである。そうした国情を考慮することなく、目標値を掲げ、単純に数字の多寡を評価することは、適切ではない。7 行目にある「資源生産性や炭素生産性の向上」は、「資源の効率的利用と温室効果ガスの削減」に差し替えるべきである。

関連して、2 ページの 25 行目にも炭素生産性に関する記述があるが同様の趣旨で国際比較することは不適切であり、削除するか、単純に数字の多寡を評価すべきでない点を明記いただきたい。

6 . 環境ビジネスの拡大 (21 ページ 3 行目)

(1) のタイトルは、本文の内容やすぐ下の小見出しのタイトルを踏まえると、「企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化」と修文すべきである。

7 . 従来の製造業のビジネスモデル (22 ページ 2 行目)

「従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした製造業のビジネスモデルを転換し」との記述は、産業界のこれまでの努力を尊重し、削除いただきたい。経済界はこれまで、循環型社会形成に向けた取組みを推進し、産業廃棄物の大幅削減を実現してきた。

8. 我が国の優れたグリーン製品・サービスの輸出（22 ページ 20 行目）  
「（我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進）」の文章は、わが国技術の輸出を拡大する好機だとしたうえで、その促進については、「インフラ輸出」のみ記述されている。例えば、「環境物品協定」の早期妥結を加筆する等、タイトルと整合した文章にすべきである。
9. 省エネルギーの推進と国内資源の活用（22 ページ 23 行目）  
20 ページ 16 行目から、「国内資源の最大限の活用によって、国際収支が改善・産業競争力が強化される」との論理展開は分かりにくいいため、丁寧に記述いただきたい。（2）のタイトルについても、他のタイトルとの統一を図って、行うべき取組みを軸とした、「省エネルギーの推進と国内資源の活用」に修正すべきである。
10. 再生可能エネルギーの最大限の導入（23～24 ページ）  
23 ページの 19 行目に「国民負担の抑制を両立させながら」との記述が入った点を評価したい。同様に、他の「再エネの最大限の導入」の記述箇所にも、加筆すべきである。
11. 循環資源の利活用、都市鉱山（25 ページ）  
（1）国内の循環資源の利活用（25 ページ 8 行目）  
「国内の再生可能資源の利活用と同様に、国内の循環資源の利活用は、輸送に伴う環境の負荷低減に加え、国際収支の改善に資するものである」との記載は、因果関係等に疑問がある。「輸送に伴う環境負荷の低減や、国際収支の改善に向けて、国内の循環資源の利活用の担う役割は大きい」に修正すべきである。
- （2）資源利用の効率化（25 ページ 11 行目）  
「資源生産性の高い産業を推進」との表現は、「資源利用の効率化を図るとともに、」と修正すべき。現状の書きぶりは、わが国の産業構造を、例えばものづくり産業から金融・サービス産業に転換すべきとの表現に見える。
- （3）ベースメタルやレアメタル等の回収（25 ページ 17 行目）  
金属回収に関しては、すでにリサイクルシステムが地球規模で確立され、経済合理性のもと、効率的に再生利用が実現されている金属がある。「ベースメタルやレアメタル等の金属の回収量の更なる増大」には、「リサイクルに課題のある」と追記し、対象を明確にすべきである。

## 12. 食品ロスの削減（38 ページ 22 行目）

各主体による取組みの重要性が示されていることから、「食べきり」の視点に限らず、「ビッグデータや AI を活用した需給バランスの適正化など、生産・流通プロセスにおける食品ロス削減の取組み」についても加筆してはどうか。

## 13. 健全で豊かな水環境の維持・回復（40 ページ）

32 行目にある「水質対策を中心とする規制的手法は施策の基盤として維持しつつ、」は、「必要に応じて適切に見直しを図りつつ、」に修正すべき。既存の施策・制度についても、効果的な制度のあり方について検討し、適切に見直しを図っていく視点も重要である。

また、33 行目の「生物の生息・生育環境の評価や改善を目指す施策」は、「水域や地域の特性、事業者の主体的な選択等に応じて検討する」と加筆すべきである。

## 14. 国際的に取組む視点（47 ページ）

国際的な取組みの重要性に関する記述が充実されたことを評価する。その際、「実効性と国際的な公平性を確保する視点」は欠かせない。15 行目にある「客観的データや科学的根拠に立脚した議論」に加え、「実効性と、イコールフットイングなど国際的な公平性を確保する視点の重要性」について加筆すべきである。

## 15. 気候変動対策（52 ページ）

石炭火力発電を抑制する動きが見られる諸外国では、他のエネルギー資源に恵まれているなどの背景があるものと思料する。5 行目の「わが国としては、」の後に、「資源が乏しく、エネルギー自給率が低いという国情に鑑み、S + 3 E のバランスに配慮しつつ、原子力をはじめとした非化石電源の活用や、火力発電設備の高効率化などの対策に取り組む必要がある。」と加筆すべきである。

また、同じ理由により、8 行目の「・・・パリ協定とも整合するよう、」の後に、「資源が乏しく、エネルギー自給率が低いという国情を踏まえつつ、」と加筆すべきである。

16. 環境リスクの管理（53 ページ 35 行目）

「（1）水・大気・土壌の環境保全 PM2.5・光化学オキシダント対策の推進」に「経済的及び技術的考慮を払いつつ」と記載いただいた。これは重要な視点である。に限定されるべきではないため、「環境リスクの管理」全体にかかるよう、記載箇所を同ページの5行目にも加筆すべきである。

また、PM2.5・光化学オキシダント対策の推進については、生成機構解明等の調査研究の継続の必要性から、「調査研究の継続とともに」と加筆すべきである。加えて、より具体的な施策に関する記述である87ページの「ばい煙に係る固定発生源対策の具体施策」には、「事業者のこれまでのNOx、VOC削減努力を踏まえて」を加筆いただきたい。

17. 環境情報に関するオープンデータ化の推進（60 ページ 6 行目）

「オープンデータ基本指針」に加え、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（H29年12月22日改定、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」について言及すべきである。地方公共団体の保有する情報の利活用は、循環型社会形成等の推進に貢献する。

以上